○環境省告示第四十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十条第二項第六号の規定に基づき、環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十三年六月十七日

環境大臣　松本　龍

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第十条第二項第六号の規定に基づき環境大臣が指定する廃棄物並びに排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十条第二項第六号の規定に基づき環境大臣が指定する廃棄物は、次の表の上欄に掲げるとおりとし、同号の規定に基づき排出海域及び排出方法に関し環境大臣が定める基準は、同欄に掲げる廃棄物ごとにそれぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

廃棄物	排出海域	排出方法
東日本大震災に伴って発生した廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条第一項第四号イ(3)に掲げる廃棄物であって、この告示の公布の際現に次に掲げる場所に所在するもの 一　岩手県大船渡市赤崎町字合足十五番地 二　岩手県大船渡市赤崎町字生形十四番七号 三　岩手県大船渡市赤崎町字大立二十三番二号 四　岩手県大船渡市赤崎町字蛸ノ浦百九十番地 五　岩手県大船渡市赤崎町字鳥沢百六十四番二号 六　岩手県大船渡市赤崎町字鳥沢三百二番地 七　岩手県大船渡市赤崎町字長崎二百三十番地 八　岩手県大船渡市大船渡町字欠ノ下向一番十三号 九　岩手県大船渡市大船渡町字下平九十六番地 十　岩手県大船渡市大船渡町字茶屋前百七番二号 十一　岩手県大船渡市大船渡町字野々田二番一号 十二　岩手県大船渡市大船渡町字堀川一番一号 十三　岩手県大船渡市大船渡町字砂子前百十六番一号 十四　岩手県大船渡市三陸町越喜来字烏頭二百十四番一号 十五　岩手県大船渡市三陸町越喜来字鬼沢十九番六号 十六　岩手県大船渡市三陸町越喜来字泊百七十七番地	上欄第一号から第三十六号までに掲げる場所に所在するものにあっては北緯三十九度〇分四十五秒東経百四十三度七分十秒の地点を中心とする半径九キロメートルの円内の海域、同欄第三十七号から第四十号までに掲げる場所に所在するものにあっては北緯三十九度二十一分東経百四十三度二十分の地点を中心とする半径九キロメートルの円内の海域	廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成十七年環境省令第二十八号）別表第二号下欄に掲げる方法

十七　岩手県大船渡市三陸町越喜来字仲崎浜二百十四番地
十八　岩手県大船渡市三陸町越喜来字浪板一番地
十九　岩手県大船渡市三陸町越喜来字浪板三百二十七番地
二十　岩手県大船渡市三陸町吉浜字扇洞二百二十八番地
二十一　岩手県大船渡市三陸町吉浜字根白百五十九番地
二十二　岩手県大船渡市三陸町吉浜字千歳三百十一番地
二十三　岩手県大船渡市三陸町吉浜字増舘二十八番三号
二十四　岩手県大船渡市三陸町吉浜字横石九十三番三号
二十五　岩手県大船渡市三陸町綾里字小石浜四十九番地
二十六　岩手県大船渡市三陸町綾里字小路七十六番地
二十七　岩手県大船渡市三陸町綾里字砂子浜七十九番二号
二十八　岩手県大船渡市三陸町綾里字大明神百三十一番十七号
二十九　岩手県大船渡市三陸町綾里字舘百三十四番地
三十　岩手県大船渡市三陸町綾里字舘百三十五番地
三十一　岩手県大船渡市末崎町字小中井百八十二番地
三十二　岩手県大船渡市末崎町字小細浦九十番一号
三十三　岩手県大船渡市末崎町字小細浦九十一番一号
三十四　岩手県大船渡市末崎町字泊里百四十番地
三十五　岩手県大船渡市末崎町字泊里百四十一番二号
三十六　岩手県陸前高田市気仙町字二日市百四十五番地
三十七　岩手県上閉伊郡大槌町安渡三丁目十一番地
三十八　岩手県上閉伊郡大槌町安渡三丁目十二番十二号
三十九　岩手県上閉伊郡大槌町安渡三丁目五百二十二番地
四十　岩手県上閉伊郡大槌町桜木町一番十一号